



# 企業用賠償責任保険

AIG 損保

事業による賠償リスクを  
総合的にカバーします。

賠償責任保険(企業用)

2022.9版

2022年9月1日以降保険始期契約用

企業活動をサポートする賠償責任保険を  
ご提案します。

### 基本契約およびセットすることができる主なオプション特約

#### 基本となる補償

貴社のニーズに合わせて必要な保険をお選びください。

※昇降機賠償責任保険は、施設所有(管理)者賠償責任保険とセットでご契約いただけます。

施設所有(管理)者  
賠償責任保険



昇降機  
賠償責任保険



請負業者  
賠償責任保険



生産物  
賠償責任保険



#### オプション特約

それぞれの保険にセットするものや共通でセットするものがあります。



漏水危険担保特約



作業対象物損壊担保特約



仕事の目的物の損壊担保特約

など

## 3つの特長

1

施設の管理上発生する賠償リスクに対応できます。

#### 〈施設所有(管理)者賠償責任保険〉

貴社が所有・使用・管理する施設による事故や、  
施設の用法に伴う仕事の遂行による対人・対物事故を補償します。

2

仕事の遂行中に発生する賠償リスクに対応できます。

#### 〈請負業者賠償責任保険〉

貴社が請け負う工事による事故や、  
工事のための仮設施設の所有・使用・管理による対人・対物事故を補償します。  
貴社の下請負人※1の賠償責任や、建設用工作車による対人・対物事故も補償※2します。

※1 警備・交通誘導の専門業者は除きます。 ※2 自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。

3

製造・販売した生産物や仕事の結果によって発生する  
賠償リスクに対応できます。

#### 〈生産物賠償責任保険〉

貴社が製造・販売した生産物による事故や、  
貴社が行った工事の引渡し後に発生する対人・対物事故を補償します。  
仕事の結果による対人・対物事故については、貴社の下請負人の賠償責任も補償します。

### CONTENTS

はじめに	01	ご契約の方法	10
補償内容	03	ご契約の条件等	12
基本となる補償		用語のご説明	14
オプション特約			
オプション特約(共通)	09		

# 基本となる補償

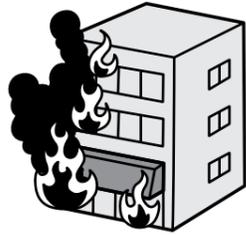
## 施設所有(管理)者賠償責任保険

<施設所有(管理)者特別約款>

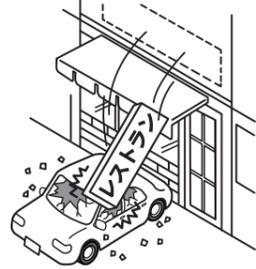


保険期間中に発生した次の①または②に起因する対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①被保険者が所有、使用または管理する施設
- ②施設の用法に伴う仕事の遂行



施設で火災が発生し、多数の人が煙にまかれて死傷してしまった。



自社店舗の看板が落下し、駐車していたお客さまの乗用車を壊してしまった。



飲食店であやまって料理をこぼし、お客さまの衣服を汚してしまった。

### ⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 給排水設備、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊
- 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊
- 航空機、昇降機、自動車もしくは銃器の所有、使用または管理による賠償責任
- 施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理による賠償責任
- 施設の修理、改造または取壊し等の工事による賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品・飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他の財物による賠償責任 など

## 昇降機賠償責任保険

<昇降機特別約款>



被保険者が所有、使用または管理する昇降機(エスカレーター、エレベーターなど)に起因して保険期間中に発生した対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※昇降機がある施設を対象とする施設所有(管理)者賠償責任保険とセットでのご契約となります。

### ⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反したことによる賠償責任
- 昇降機の修理、改造、取外し等の工事による賠償責任 など

# オプション特約



## 施設所有(管理)者賠償責任保険、昇降機賠償責任保険

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。セットすることができる基本となる補償は **施設所有(管理)者** **昇降機** で表示しています。

施設所有(管理)者

### ✓ 漏水危険担保特約

給排水設備、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による対物事故についての賠償責任を補償します。

#### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	施設所有(管理)者賠償責任保険と同額
自己負担額(1事故)	施設所有(管理)者賠償責任保険の自己負担額

#### ■ 事故例

所有しているビルの屋上の給水バルブの管理ミスにより漏水が発生し、テナントの什器を水濡れさせてしまった。

施設所有(管理)者

### ✓ 構内専用車危険担保特約

施設内で被保険者が所有、使用または管理する構内専用車による損害に対する賠償責任を補償します。

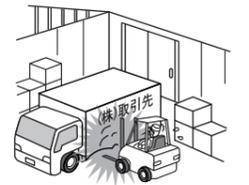
※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。

#### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	契約時に設定するこの特約の支払限度額
自己負担額(1事故)	契約時に設定するこの特約の自己負担額

#### ■ 事故例

施設構内においてフォークリフトで荷物を運搬中、駐車してあった取引先の自動車にぶつけてしまった。



施設所有(管理)者

### ✓ 無償飲食物危険担保特約

施設内でまたは仕事の遂行に伴って、被保険者が無償で提供する飲食物(施設での営業のために付随的に提供され、被保険者の占有を離れた飲食物をいいます。)による対人・対物事故についての賠償責任を補償します。

#### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額(保険期間中)	施設所有(管理)者賠償責任保険の支払限度額(1事故)と同額
自己負担額(1事故)	施設所有(管理)者賠償責任保険の自己負担額

#### ■ 事故例

施設に来場されたお客さまに出したお茶菓子が原因で、お客さまが食中毒をおこしてしまった。

#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 回収措置を講じるために要した費用
- 提供した飲食物の瑕疵による、その飲食物に発生した財物の損壊に対する賠償責任
- 飲食物が被保険者の意図する効果または性能を発揮できないことによる賠償責任
- 被保険者が廃棄・遺棄した飲食物による賠償責任
- 賞味期限・消費期限を経過した飲食物による賠償責任 など

※オプション特約では、それぞれの特約で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、特約の規定に反しない限り、施設所有(管理)者賠償責任保険の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。  
※オプション特約でお支払いする保険金の種類は、施設所有(管理)者賠償責任保険と同じです。

施設所有(管理)者 昇降機

### ✓ 人格権侵害担保特約

施設※の所有、使用もしくは管理または仕事の遂行によって、保険期間中に行われた次の不当な行為による権利侵害についての賠償責任を補償します。

※昇降機賠償責任保険をご契約の場合は、対象となる昇降機を含みます。

- 他人の自由または名誉を侵害する不当な身体の拘束
- 他人の名誉またはプライバシーを侵害する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為

#### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額(保険期間中)	500万円
自己負担額(1事故)	施設所有(管理)者賠償責任保険の対人の自己負担額

#### ■ 事故例

来店客を万引き犯と誤認して、公衆の面前で拘束してしまった。



#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。)
- 被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当な行為
- 最初の不当な行為が保険期間開始日より前に行われ、その後も継続または反復して行われた1事故に相当する不当な行為
- 保険期間終了後、1年以上経過した後に発見された不当な行為 など

## 請負業者賠償責任保険

<請負業者特別約款>



保険期間中に発生した次の①または②に起因する対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①仕事の遂行
- ②仮施設設



ビルの建設工事中、鉄材を落下させ、道路を歩いていた通行人を死亡させてしまった。



ビル設備の改修工事中、スプリンクラーを破損させ、顧客の什器・備品に損害を与えてしまった。



工事場内でガス管の埋設工事中、バックホーの操作をあまり、地中の水道管を破損してしまった。

※自賠責保険・自動車保険等の上乗せ補償となります。

### ⚠️ 保険金をお支払いできない主な場合

- 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物、土地の損壊、地下水の増減
- 仮施設の屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵により、これらから入る雨または雪等による財物の損壊
- 仕事に従事中に被保険者またはその使用人が被った身体の障害による賠償責任
- 航空機、自動車（建設用工作車を除きます。）の所有、使用もしくは管理による賠償責任
- 船※の所有、使用または管理による賠償責任  
※工事場内で、直接工事に使用（航行を伴う場合を除きます。）、繫留（けいりゅう）または接岸されている間の船を除きます。
- 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任
  - 被保険者が借用・保管（占有）する財物
  - 販売もしくは組立、加工、修理、点検、洗浄等を行うことを目的として仮施設内にある財物
  - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
  - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- 仕事の終了または放棄の後の仕事の結果による賠償責任
- 塵埃（じんあい）または騒音による賠償責任

など



## 請負業者賠償責任保険

### ✓ 作業対象物損壊担保特約 作業対象物損壊担保特約（増額型）

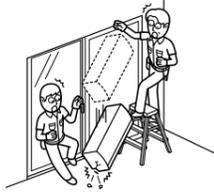
工事場内における仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分（他人が所有するものに限ります。）の損壊による損害に対する賠償責任を補償します。

#### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額（保険期間中）	● 500万円 ● （増額型）は請負業者賠償責任保険の支払限度額（対物）または3億円のいずれか低い額
自己負担額（1事故）	請負業者賠償責任保険の自己負担額（対物）

#### ■ 事故例

内装工事中、壁面のエアコンをはずそうとしたところ、あやまってエアコンを落下させてしまい、エアコン自体を壊してしまった。



#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

など

### ✓ 重複保険規定不適用特約

工事場における仕事の遂行または工事場の所有、使用または管理に起因して対人・対物事故が発生し、損害賠償請求の額が1事故につき500万円以下の場合、元請負人等が契約した保険契約（元請重複保険契約）との保険金分担は行わず、この保険から優先して保険金を支払います。

※ただし、自賠責保険・自動車保険等を除きます。

#### ■ 事故例

下請工事で自社が起こした事故について、元請負人の保険を使わずに自社の保険で対応した。

※オプション特約では、それぞれの特約で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、特約の規定に反しない限り、請負業者賠償責任保険の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。  
※オプション特約でお支払いする保険金の種類は、請負業者賠償責任保険と同じです。

### ✓ リース・レンタル建設用工作車特約

工事場内において、工事のためにリースまたはレンタル契約により賃借するリース・レンタル建設用工作車の損壊、盗取・詐取についての賠償責任を補償します。

#### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額（保険期間中）	500万円
自己負担額（1事故）	請負業者賠償責任保険の自己負担額（対物）と5万円のいずれか高い額

#### ■ 事故例

請け負った道路工事に使用するためにレンタル契約により賃借した建設用工作車を、工事現場で使用中に損壊してしまった。

#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者またはその使用人、下請負人が行い、または加担した盗取・詐取
- 被保険者またはその下請負人が行う組立・加工・修理・保守、交換等の作業により生じた損壊
- リース・レンタル建設用工作車について、貸主に引き渡された後に発見された損壊
- 偶然な外来の事故によらない電氣的または機械的な原因により生じた損壊
- かき傷・すり傷・欠け傷などの外観上の損壊であって、リース・レンタル建設用工作車が本来有する機能または用途を阻害することのない損壊
- 消耗品・消耗材に生じた損壊
- リース・レンタル建設用工作車を構成する部品の紛失または盗取・詐取
- リース・レンタル建設用工作車の使用不能による賠償責任

### ✓ 交差責任担保特約（請負用・A）

仕事の発注者（発注者グループ）を被保険者に加え、発注者の賠償責任を補償するとともに、貴社または下請負人（請負業者グループ）が発注者に与えた損害による賠償責任を補償します。

#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 同一グループに属する被保険者相互間の賠償責任
- 発注者グループに属する被保険者が、請負業者グループに属する被保険者に対して負担する賠償責任

## 生産物賠償責任保険

<生産物特別約款>

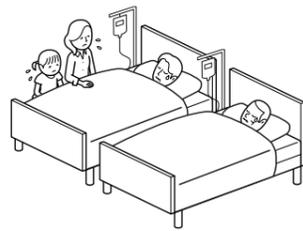


保険期間中に発生した次の①または②に起因する対人・対物事故について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

- ①生産物
- ②仕事の結果  
(上記②は、請負業者賠償責任保険とセットでご契約ください。)



製造・販売した製品の欠陥により、使用していた消費者がケガをしてしまった。



自社で販売した食品が原因で食中毒を発生させてしまった。



排水管の接続ミスにより、工事引渡し後に漏水が発生し、階下のゲームセンターに損害を与えてしまった。

### ⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 回収措置を講じるために要した費用(生産物・仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。)
- 被保険者が故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果による賠償責任
- 生産物または仕事の目的物自体に発生した財物の損壊に対して負担する賠償責任
- 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことによる賠償責任 など



## 生産物賠償責任保険

### ✓ 仕事の目的物の損壊担保特約 仕事の目的物の損壊担保特約(増額型)

貴社が製造・販売した生産物、引き渡した仕事の結果により対人・対物事故が発生した場合に、その生産物・仕事の目的物自体の損壊についての賠償責任を補償します。

※生産物賠償責任保険で、弊社が損害賠償金に対して保険金を支払った場合に限りです。

#### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額 (保険期間中)	● 500万円 ● (増額型)は1,000万円
自己負担額	なし

#### ■ 事故例

エアコン設置に伴う配線工事の施工ミスにより、引渡し後に火災が発生した。室内の壁面のほか、仕事の目的物であるエアコンも損壊してしまった。



### ✓ 食中毒・特定感染症利益担保特約

①貴社が製造・販売・提供した食品による食中毒、貴社の施設内で食中毒やエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そウ等の感染症が発生したことにより営業が休止・阻害された場合に生じた喪失利益・収益減少防止費用を補償します。

※所轄保健所長に届出のあったものに限ります。

#### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	ご契約時に設定する金額
自己負担額	なし
補償期間	10日、15日、20日、1か月、2か月、3か月から選択

#### ■ 事故例

店舗で販売した食品が原因で食中毒が発生してしまい、店舗の営業停止を余儀なくされてしまった。



#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意・重大な過失による法令違反
- 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- 脅迫・恐喝等の目的で行われる被保険者の営業に対する妨害行為 など

②貴社の施設が指定感染症※の原因となる病原体に汚染された、またはその疑いがある場合で、感染症予防法の規定に基づく保健所等からの消毒その他の措置の命令等を受けた場合に、緊急措置見舞金をお支払いします。緊急措置見舞金の額は、1施設あたり1事故につき10万円とし、同一施設の事故につき保険期間中1回を限度とします。なお、緊急措置見舞金の総額は、保険期間中30万円を限度とします。

※感染症予防法第6条(定義等)第8項に規定する感染症をいい、新型コロナウイルス感染症(令和3年2月13日施行の改正感染症予防法第6条(定義等)第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症のうち、同項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。)を含みます。

#### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ①の保険金をお支払いできない主な場合に記載の事由
- 保険期間開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。 など

※オプション特約では、それぞれの特約で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、特約の規定に反しない限り、生産物賠償責任保険の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。

※オプション特約でお支払いする保険金の種類は次の通りです。

- 仕事の目的物の損壊担保特約/仕事の目的物の損壊担保特約(増額型)は生産物賠償責任保険と同じ。
- 食中毒・特定感染症利益担保特約は、喪失利益と収益減少防止費用

# オプション特約(共通)



貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。  
 セットすることができる基本となる補償は **施設所有(管理)者** **昇降機** **請負業者** **生産物** 表示しています。

**施設所有(管理)者** **昇降機** **請負業者** **生産物**

## ✓ 事故対応費用拡張担保特約

基本となる補償で対象となる対人・対物事故が発生した場合に、被保険者が事故対応のために要した次の費用を補償します。ただし、被保険者が弊社の同意を得て支払った費用に限ります。

※人格権侵害担保特約がセットされている場合は、不当な行為による権利侵害が発生した場合も対象事故に含まれます。

- 緊急対応費用  
 被害者またはその法定相続人等の現地(対象事故の発生地など)訪問費用や通信費用、交渉等のための事務所等賃借費用、被害者の捜索費用などの費用
- 被害者見舞・臨時費用  
 事故が発生した場合における被害者に対する見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上妥当な費用、および他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額
- 訴訟対応費用  
 裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用

### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	●緊急対応費用：1事故300万円 ●被害者見舞・臨時費用※：被害者1名10万円、1事故300万円 ●訴訟対応費用：1事故300万円
自己負担額	なし

※被害者見舞・臨時費用については、次の①および②のとおりとします。ただし、①と②を合算して1事故につき300万円を限度とします。  
 ①財物の損壊については、被害者1名につき10万円限度とします。ただし、複数の被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円限度とします。  
 ②上記①以外の対象事故については、被害者1名につき10万円限度とします。

**施設所有(管理)者** **昇降機** **請負業者**

## ✓ 被害者治療等費用担保特約

基本となる補償で対象となる対人事故が発生した場合に、被保険者が弊社の同意を得て支払った次の費用を補償します。

※事故発生日から1年以内に生じた費用に限ります。

- 被害者の治療、検査等の費用、これらに伴う交通費
- 葬儀費用等の葬祭費用

### ■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	被害者1名50万円、1事故300万円
自己負担額	なし

### ■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被害者治療等費用を受け取るべき者の故意
  - 被害者の父母、配偶者、子その他親族の行為
  - 次に掲げる者が被った身体の障害
    - 保険契約者
    - 被保険者
    - 被保険者の業務に従事中の者
    - 被保険者の父母、配偶者、子その他親族
    - 被保険者が行う競技会、運動会その他の催し物において運動・競技を行っている者
- など

※オプション特約では、それぞれの特約で規定する「保険金をお支払いできない主な場合」のほか、特約の規定に反しない限り、基本となる補償の「保険金をお支払いできない主な場合」が適用されます。

# ご契約の方法

## ご契約条件の設定、保険料の算出について

### 1 基本となる補償を選択し、補償対象を明確にします。

リスクに合わせて、基本となる補償を選択します。

※昇降機賠償責任保険は、施設所有(管理)者賠償責任保険とセットで契約してください。

※生産物賠償責任保険で仕事の結果を対象とする場合は、請負業者賠償責任保険とセットで契約してください。

この保険では、補償対象とする「施設」、「仕事」、「生産物」などを、ご契約時に具体的に設定していただく必要があります。

「施設」であれば所在地、「仕事」であれば業務内容・工事種類、「生産物」であれば製品名・工事の完成物を保険契約の申込書に具体的に記載してください。

### 2 契約方式を選択します。

施設所有(管理)者賠償責任保険と請負業者賠償責任保険には、年間包括契約と有期契約の2つの契約方式があります。

	契約方式	
	年間包括契約	有期契約
補償対象	貴社が保険期間(1年間)内に行う工事、仕事、イベントのすべてを補償対象とします。	個々の工事、仕事、イベントごとに補償対象を設定します。
保険期間	1年間	補償対象となる工事、仕事、イベントの期間に合わせて設定します。

〈有期契約の例〉

- スポーツ大会の開催にあたり、テントが飛んで通行人がケガをした場合に備えて保険期間1週間の施設所有(管理)者賠償責任保険を契約
- 地方公共団体から請け負う道路工事のために、工期に合わせて請負業者賠償責任保険を契約

### 3 支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)を設定します。

支払限度額(保険金額)は、事故が発生した場合に弊社がお支払いする保険金の限度額です。

補償対象とする仕事の内容や事業規模、施設や工事現場の周囲の状況などにより支払限度額(保険金額)を設定します。

また、1事故あたりの自己負担額(免責金額)も、任意に設定することができます。

〈設定例〉

- 対人・対物共通支払限度額：1事故・保険期間中1億円  
 自己負担額：1事故3万円
- 対人支払限度額：被害者1名1億円、1事故3億円  
 対物支払限度額：1事故1億円  
 自己負担額：1事故1万円

### 4 必要なオプション特約をセットします。

選択した基本となる補償に合わせた、オプション特約を選択します。

基本となる補償の補償範囲を広げる特約や、お支払いする費用を拡大するオプション特約をご用意しています。

ご契約条件の設定、保険料の算出について

ご注意いただくこと

5 保険料の算出を行います。

この保険では、基本となる補償で対象とするリスクごとに仕事の内容、保険料の算出基礎となる売上高・請負高・面積、過去の事故歴、契約条件である支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)などによって、保険料を決定します。

このうち、保険料の算出基礎となる売上高・請負高・面積などの数値を確認するための書類をご用意ください。

〈書類の例〉

(1) 施設所有(管理)者賠償責任保険

- 店舗の床面積がわかる資料：建築確認書、賃貸借契約書 など
- 従業員の賃金総額がわかる資料：労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書 など

(2) 請負業者賠償責任保険および生産物賠償責任保険

- 法人の場合：直近の会計年度(1年間)の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書 など
- 個人事業主の場合：青色申告決算書(青色申告の場合)、収支内訳書(白色申告の場合)、税務申告書類 など

※(1)のうち、保険料の算出基礎が面積の場合や、(2)で書類を提出いただき保険料確定特約をセットした場合は、確定保険料として扱うことができるため、保険期間終了時の保険料の精算は不要です。

年間包括契約方式のご契約で、ご契約時に「保険期間中の予想売上高」等に基づき保険料を算出する場合は、ご契約締結時点で以下のいずれかの方式をご選択いただき、保険料の精算(確定精算)を行います。

- 決算期間等精算方式：保険料の精算時の直近の会計年度(1年間)における売上高に基づいて精算を行う方式
- 保険期間精算方式：保険期間中の実際の売上高に基づいて精算を行う方式

1 被保険者の範囲

この保険の基本となる補償およびオプション特約において、補償を受けられる方(被保険者)は、以下のとおりとなります。

■ 施設所有(管理)者賠償責任保険 / 昇降機賠償責任保険

基本となる補償・特約	貴社	貴社の下請負人
施設所有(管理)者賠償責任保険(基本補償)	○	×
昇降機賠償責任保険(基本補償)	○	×
漏水危険担保特約	○	×
構内専用車危険担保特約	○	×
無償飲食物危険担保特約	○	×
人格権侵害担保特約	○	×

■ 請負業者賠償責任保険

基本となる補償・特約	貴社	貴社の下請負人
請負業者賠償責任保険(基本補償)	○	○
作業対象物損壊担保特約	○	○
作業対象物損壊担保特約(増額型)	○	○
リース・レンタル建設用工作車特約	○	×
重複保険規定不適用特約	○	○
交差責任担保特約(請負用・A) ※1	○	○
人格権侵害担保特約	○	×

■ 生産物賠償責任保険

基本となる補償・特約	貴社	貴社の下請負人
生産物賠償責任保険(基本補償)	○	○ ※2
仕事の目的物の損壊担保特約	○	○
仕事の目的物の損壊担保特約(増額型)	○	○
食中毒・特定感染症利益担保特約	○	×

※1 この特約をセットした場合は、貴社の仕事の発注者を被保険者に含みます。

※2 仕事の結果による対人・対物事故の場合のみ、貴社の下請負人を被保険者に含みます。

# ご契約の条件等

## ご注意いただくこと

### 2 お支払いする保険金

この保険の基本となる補償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合に、その権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送等の被害者に対する緊急に必要な措置に要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した訴訟費用、弁護士費用などの費用
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用

※損害賠償金、損害防止費用、求償権保全費用、緊急措置費用については、基本となる補償の支払限度額(保険金額)を限度にお支払いします。  
 ※争訟費用は直接要した費用の全額をお支払いします。ただし、損害賠償金の額が支払限度額(保険金額)を超える場合は、支払限度額(保険金額)のその損害賠償金の額に対する割合によってお支払いします。  
 ※協力費用は、直接要した費用の全額をお支払いします。  
 ※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

### 3 保険金をお支払いできない主な場合(共通)

基本となる補償で共通して保険金をお支払いできない主な場合は、以下のとおりとなります。

- 保険契約者または被保険者の故意
  - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
  - 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
  - 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害による賠償責任
  - 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用もしくはこれらの特性、放射線照射または放射能汚染
  - 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
  - 環境汚染(不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。)
  - 汚染物質の処理費用の支出
  - 専門職業務の遂行
- など

### 4 事故が発生した場合

事故が発生した場合は、遅滞なく、取扱代理店・扱者または弊社へご連絡ください。  
 弊社担当者をご相談いただきながら、貴社ご自身で相手方と示談交渉を進めていただくこととなります。  
 なお、被害者との間で損害賠償額等を決定(示談)する場合は、必ず事前にご連絡ください。

# 用語のご説明

このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

か	仮設施設	仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する施設(臨時に設置される事務所、資材置場、飯場等の仮設物をいい、敷地内における動産、不動産を含みます。)をいいます。なお、補償対象となる請負契約等を特定したご契約(有期契約)の場合は、申込書に仮設施設を記載します。
	感染症予防法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)をいいます。
け	建設用工作車	工事場内にある自動車のうち、建設工事等の作業を行うことを主たる用途・機能とする自動車をいいます。ただし、車両登録をしているダンプカーを除きます。
こ	工事場	仕事を行っている場所で、不特定多数の人または船が出入りすることを禁止されている場所をいい、仮設施設を含みます。
	構内専用車	もっぱら施設内において、人または物の運搬・移動その他の作業を行うことを主たる用途・機能とする自動車をいいます。ただし、車両登録しているダンプカーを除きます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする構内専用車の型番等を記載します。
し	仕事(請負業者賠償責任保険)	建設工事など被保険者が行う業務をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする仕事の内容を記載します。
	仕事(施設所有(管理)者賠償責任保険)	施設の用法に伴う仕事をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする仕事の内容を記載します。
	仕事の結果	被保険者が行った仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し)または放棄の後の仕事の結果をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする仕事の内容を記載します。
せ	施設	被保険者が所有、使用または管理する不動産または動産をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする施設を記載します。
	下請負人	保険証券に被保険者として記載された者(貴社)と締結された下請契約に基づき仕事を遂行する請負人(数次の請負の場合における請負人を含みます。)をいい、警備・交通誘導を主たる業務とする者を除きます。
	収益減少防止費用	標準営業収益(保険事故発生直前12か月のうち、補償期間に相当する期間の営業収益)に相当する額の減少を防止・軽減するために補償期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち、通常要する費用を超える額をいいます。
そ	生産物	被保険者の占有を離れた財物をいいます。ご契約にあたっては、申込書に補償対象とする生産物を記載します。
	専門職業務	人や動物に対する診療・治療・看護・介護、医薬品や医療用具の調剤・調整・授与、身体の理容・美容・エステティック、はり師・きゅう師・柔道整復師などの資格に基づく業務、弁護士・公認会計士・建築士・測量士などの資格に基づく業務等(所定の資格を有しない者が行った場合を含みます。)をいいます。
そ	喪失利益	事故の発生により営業が休止・阻害されたために生じた損失のうち、補償経常費(事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出する費用のうち、保険の約款で規定する費用)および事故が発生しなかったならば計上することができた営業利益の額をいいます。
た	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。)を生じさせることをいい、対物事故とは、他人の財物に損壊(滅失、毀損(きそん)または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。)を生じさせることをいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
ひ	被保険者	保険の補償を受けられる方をいいます。
り	リース・レンタル建設用工作車	工事場内にある自動車のうち、建設工事等の作業を行うことを主たる用途・機能とする自動車(車両登録されたダンプカーを除きます。)をいい、被保険者が仕事で使用するためにリースまたはレンタル契約により賃借するものをいいます。ただし、もっぱら特定の請負工事に基づく仕事に使用するために賃借する場合を除き、1年以内の賃借に限ります。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

## AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは